

第6章 空家等対策の連携体制

1 空家等対策協議会

町は、空家法第7条に基づき、町長のほか大学教授等学識経験者、弁護士、税理士、司法書士、宅地建物取引士、土地家屋調査士、建築士、福祉関係者、関係行政機関、地域住民の代表等を構成員とした二宮町空家等対策協議会(以下、「協議会」という。)を設置しています。協議会では、本計画の変更や実施に関する協議を引き続き行います。

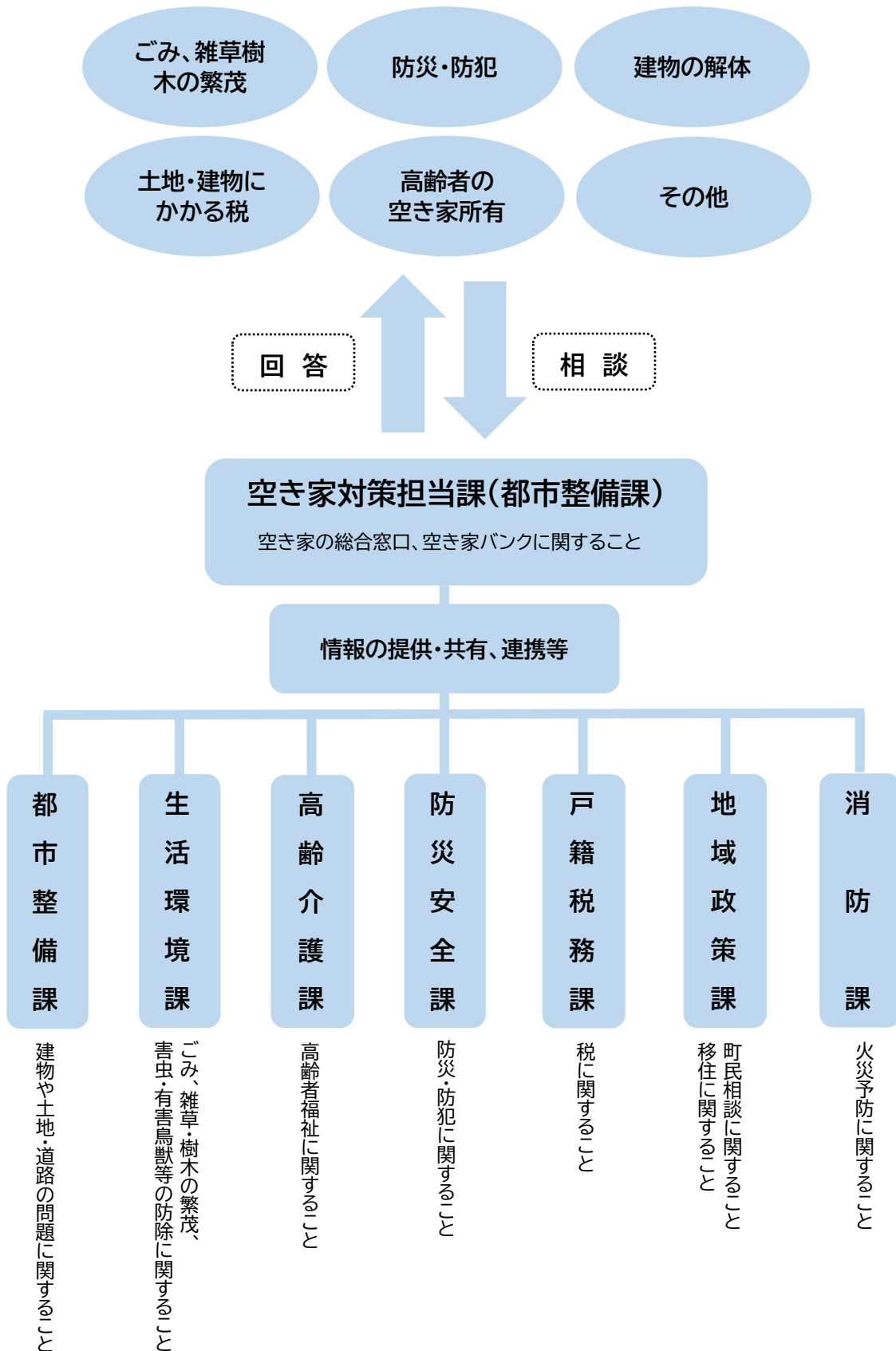
2 庁内関係部署との連携体制

空き家に関する問題は、ごみや樹木の繁茂、相続、土地や道路の権利等、多岐に及びます。町では都市整備課内に設置した「空き家の相談窓口」を総合窓口とし、複雑な問題に対応できるよう、庁内関係部署と連携をとりつつ、空き家問題の解決に努めます(表8)。

表8 庁内関係部署一覧

| 相談内容 | 対応窓口 |
|------------------------------|-------|
| 空き家全般に関する事、空き家バンクに関する事 | 都市整備課 |
| ごみ、雑草・樹木の繁茂、害虫・有害鳥獣等の防除に関する事 | 生活環境課 |
| 高齢者福祉に関する事 | 高齢介護課 |
| 防災・防犯に関する事 | 防災安全課 |
| 税に関する事 | 戸籍税務課 |
| 町民相談に関する事、移住に関する事 | 地域政策課 |
| 火災予防に関する事 | 消防課 |

【相談対応体系図】



3 外部団体等との連携体制

町だけでは解決が困難な専門的な知見を必要とする問題に対応するため、専門家団体と協定を結び、連携を強化しています。引き続き、各専門家団体とあらゆる分野で連携を強化していくとともに、必要な場合は、新たな専門家団体と協定を結んでいきます。(表9)。

表9 外部団体等との連携体制

| 相談内容 | 専門家団体 |
|-------------------|---------------------------------|
| 税金に関する事 | 東京地方税理士会平塚支部 |
| 相続や登記等に関する事 | 神奈川県司法書士会 |
| 不動産の売買・賃貸等に関する事 | 神奈川県宅地建物取引業協会 全日本不動産協会神奈川県本部 |
| 土地の境界等に関する事 | 神奈川県土地家屋調査士会 |
| 空き家の耐震やリフォームに関する事 | 神奈川県建築士事務所協会 |
| 害虫等に関する事 | 神奈川県ペストコントロール協会 |
| 除草、植木等の剪定等に関する事 | 二宮町シルバー人材センター |